

# 特殊車両通行許可申請書類作成要領(簡易版)の改訂のお知らせ

標記について、特殊車両通行許可申請電子申請書作成システム Ver.6.0 の disc2 フォルダに収録しています。

	変更前(平成 20 年 2 月)	変更後(平成 22 年 4 月)																																						
許可期間2カ年に伴う変更(P8・P37)	<b>許可期間と事業区分説明表</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>説明</th> <th>通行期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線</td> <td>路線を定める自動車運送事業用の車両 (例：路線トラック、定期便トラック)</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>区域</td> <td>上記路線以外の自動車運送事業用の車両 (例：区域トラック、海上コンテナ、その他の営業車)</td> <td>1年以内 ただし、車両が別表に掲げる数値のいずれかを超える 諸元にあつては、 6ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>その他A</td> <td>上記路線、区域以外で、通行経路が一定し、反復継続して通行する車両 (例：営業車以外の自家用車で、クレーン車等)</td> <td>必要な期間 ただし、6ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>その他B</td> <td>上記路線、区域、その他A以外の車両で、一回限り(反復継続しない)通行する車両 (例：発電機等を運ぶ車両で一回限り)</td> <td>必要な期間 ただし、1年以内</td> </tr> </tbody> </table> <b>申請書類の通行期間の記入例</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>通行開始日</td> <td>平成17年 2月 1日</td> </tr> <tr> <td>通行終了日</td> <td>平成18年 1月31日</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	説明	通行期間	路線	路線を定める自動車運送事業用の車両 (例：路線トラック、定期便トラック)	1年	区域	上記路線以外の自動車運送事業用の車両 (例：区域トラック、海上コンテナ、その他の営業車)	1年以内 ただし、車両が別表に掲げる数値のいずれかを超える 諸元にあつては、 6ヶ月以内	その他A	上記路線、区域以外で、通行経路が一定し、反復継続して通行する車両 (例：営業車以外の自家用車で、クレーン車等)	必要な期間 ただし、6ヶ月以内	その他B	上記路線、区域、その他A以外の車両で、一回限り(反復継続しない)通行する車両 (例：発電機等を運ぶ車両で一回限り)	必要な期間 ただし、1年以内	通行開始日	平成17年 2月 1日	通行終了日	平成18年 1月31日	<b>許可期間と事業区分説明表</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>説明</th> <th>通行期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路線</td> <td>路線を定める自動車運送事業用の車両 (例：路線トラック、定期便トラック)</td> <td><u>2年</u></td> </tr> <tr> <td>区域</td> <td>上記、路線以外の自動車運送事業用の車両 (例：区域トラック、海上コンテナ、その他の営業車)</td> <td><u>2年以内</u> ただし、車両が別表に掲げる数値のいずれかを超える 諸元にあつては、 <u>1年以内</u></td> </tr> <tr> <td>その他A</td> <td>上記、路線、区域以外で、通行経路が一定し、反復継続して通行する車両 (例：営業車以外の自家用車で、クレーン車等)</td> <td>必要な期間 ただし、6ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>その他B</td> <td>上記、路線、区域、その他A以外の車両で、一回限り(反復継続しない)通行する車両 (例：発電機等を運ぶ車両で一回限り)</td> <td>必要な期間 ただし、<u>1年以内</u></td> </tr> </tbody> </table> <b>申請書類の通行期間の記入例</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>通行開始日</td> <td>平成22年 4月 1日</td> </tr> <tr> <td>通行終了日</td> <td>平成24年 3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	事業区分	説明	通行期間	路線	路線を定める自動車運送事業用の車両 (例：路線トラック、定期便トラック)	<u>2年</u>	区域	上記、路線以外の自動車運送事業用の車両 (例：区域トラック、海上コンテナ、その他の営業車)	<u>2年以内</u> ただし、車両が別表に掲げる数値のいずれかを超える 諸元にあつては、 <u>1年以内</u>	その他A	上記、路線、区域以外で、通行経路が一定し、反復継続して通行する車両 (例：営業車以外の自家用車で、クレーン車等)	必要な期間 ただし、6ヶ月以内	その他B	上記、路線、区域、その他A以外の車両で、一回限り(反復継続しない)通行する車両 (例：発電機等を運ぶ車両で一回限り)	必要な期間 ただし、 <u>1年以内</u>	通行開始日	平成22年 4月 1日	通行終了日	平成24年 3月31日
	事業区分	説明	通行期間																																					
路線	路線を定める自動車運送事業用の車両 (例：路線トラック、定期便トラック)	1年																																						
区域	上記路線以外の自動車運送事業用の車両 (例：区域トラック、海上コンテナ、その他の営業車)	1年以内 ただし、車両が別表に掲げる数値のいずれかを超える 諸元にあつては、 6ヶ月以内																																						
その他A	上記路線、区域以外で、通行経路が一定し、反復継続して通行する車両 (例：営業車以外の自家用車で、クレーン車等)	必要な期間 ただし、6ヶ月以内																																						
その他B	上記路線、区域、その他A以外の車両で、一回限り(反復継続しない)通行する車両 (例：発電機等を運ぶ車両で一回限り)	必要な期間 ただし、1年以内																																						
通行開始日	平成17年 2月 1日																																							
通行終了日	平成18年 1月31日																																							
事業区分	説明	通行期間																																						
路線	路線を定める自動車運送事業用の車両 (例：路線トラック、定期便トラック)	<u>2年</u>																																						
区域	上記、路線以外の自動車運送事業用の車両 (例：区域トラック、海上コンテナ、その他の営業車)	<u>2年以内</u> ただし、車両が別表に掲げる数値のいずれかを超える 諸元にあつては、 <u>1年以内</u>																																						
その他A	上記、路線、区域以外で、通行経路が一定し、反復継続して通行する車両 (例：営業車以外の自家用車で、クレーン車等)	必要な期間 ただし、6ヶ月以内																																						
その他B	上記、路線、区域、その他A以外の車両で、一回限り(反復継続しない)通行する車両 (例：発電機等を運ぶ車両で一回限り)	必要な期間 ただし、 <u>1年以内</u>																																						
通行開始日	平成22年 4月 1日																																							
通行終了日	平成24年 3月31日																																							
特殊車両制限令用地図の差し替え(P23・P24・P40・P50)	<b>通行経路図の作成方法の説明</b> <p>①縮尺は原則として30万分の1の地図を使用します。ただし、通行経路の中間部分が明示できる場合は、30万分の1未満の縮尺の地図(例えば210万分の1)を使用することができます。また、30万分の1の地図で経路が明示できない場合は、30万分の1を超える縮尺の地図(例えば、5万分の1)等を使用します。</p> <p>⑤「特殊車両オンラインシステム」にて作成した通行経路図や(財)日本道路交通情報センター発行の「道路地図車両制限令用」など特殊車両通行許可申請用として製作された地図に限ります。</p> <b>通行経路図の作成例</b>  <p>出発地 神奈川県綾瀬市本蓼川○○          ①目的地 神奈川県相模原市西橋本○          ②目的地 神奈川県小田原市酒匂○○          ルート数 2</p>	<b>通行経路図の作成方法の説明</b> <p>①道路情報便覧付図表示システムを使用した地図を原則として使用します。          →特殊な車両の通行を選択するとき使用する地図で、道路情報便覧をもとに作成されているものです。CD-ROM に収録されており、国の機関で配布しています。          (追記)          なお、原則30万分の1の地図を使用することとされていますが、経路延長によっては他の縮尺(縮尺が大又は小)でも可能です。</p> <p>⑤削除</p> <b>通行経路図の作成例</b>  <p>出発地 神奈川県横浜市鶴見区大黒心頭</p>																																						